

亀田医療大学大学院学則

平成 31 年 4 月 1 日制定
令和 2 年 7 月 6 日一部改正
令和 3 年 3 月 11 日一部改正
令和 3 年 5 月 24 日一部改正

目次

第 1 章	総則
第 2 章	職員組織（第 4 条－第 5 条）
第 3 章	教授会等（第 6 条－第 7 条）
第 4 章	学年、学期及び休業日（第 8 条－第 10 条）
第 5 章	修業年限及び在学年限（第 11 条・第 12 条）
第 6 章	入学、休学及び退学等（第 13 条－第 26 条）
第 7 章	教育課程及び履修方法等（第 27 条－第 33 条）
第 8 章	修了及び学位（第 34 条・第 35 条）
第 9 章	科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生等（第 36 条－第 39 条）
第 10 章	入学金及び授業料等（第 40 条）
第 11 章	賞罰（第 41 条・第 42 条）
第 12 章	雑則（第 43 条）
	附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 亀田医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した教育・研究・実践能力を培い、看護学及び医科学の発展と地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第 2 条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条に掲げる目的及び使命を達成するため、教育研究等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

（研究科及び入学定員等）

第 3 条 本大学院に次の研究科を置き、研究科に専攻を置く。

2 研究科、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

- (1) 研究科 看護学研究科
- (2) 入学定員 10 名
- (3) 収容定員 20 名

第 2 章 職員組織

（学長）

第 4 条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(教員配置)

- 第5条 本大学院に、研究科長、教授、准教授、講師、及び助教を置く。
- 2 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。ただし、校務に関する最終決定権を学長に留保する。
- 3 本大学院における授業科目の担当は、本大学院の教授、准教授、講師、助教及び非常勤講師が行う。
- 4 本大学院における研究指導は、本大学院の教授、准教授、及び講師が行う。

第3章 教授会等

(教授会)

- 第6条 本大学院の教育研究に関する重要事項を審議するため、大学院教授会を置く。
- 2 大学院教授会に関する事項は、別に定める。

(研究科委員会)

- 第7条 本大学院の教育研究に関する事項を審議するため、研究科委員会を置く。
- 2 研究科委員会に関する事項は、別に定める。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

- 第8条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(学期)

- 第9条 学年を次の学期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで
後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

- 第10条 休業日は、次のとおりとする。ただし、第4号から第6号の期間は、毎年度学年暦により定めるものとする。

- (1) 日曜日
(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
(3) 開学記念日
(4) 春期休業
(5) 夏期休業
(6) 冬期休業

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は必要があると認めた場合は、休業日の変更又は臨時の休業日を定めることができる。

第5章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

- 第11条 本大学院の修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第12条 在学期間は、4年を超えることができない。
2 編入学、転入学及び再入学した学生は、定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第6章 入学、休学及び退学等

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第14条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、かつ、別に定める検定に合格した者について、入学を許可する。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の学校教育を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(入学の志願)

第15条 本大学院への入学を志願する者は、本大学院所定の出願書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第16条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第17条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、本大学院所定の書類を提出するとともに、入学金、授業料及びその他の学費を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第18条 他の大学院に現に在学する者で、本大学院に転入学を志願する者があるときは、

選考のうえ相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第19条 第23条及び第25条の規定により本大学院を退学した者で、本大学院に再び入学を志願する者は、選考のうえ相当年次に入学を許可することができる。

(転入学、再入学の修業年限等)

第20条 第18条及び19条の規定により入学を許可された者の在学期間の通算、及び既修得単位の取り扱いその他必要な事項は、別に定める。

(休学)

第21条 学生が疾病その他の理由により、引き続き3か月以上修学することができないときは、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる学生に対して、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別な事情がある場合は、学長の許可を受けて、1年の範囲内で期間を延長することができる。

4 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

5 休学期間は、在学年限に算入しない。

(復学)

第22条 休学期間に当該理由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第23条 学生が他の大学院へ転学をしようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(留学)

第24条 学生が外国の大学院に留学をしようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、修業年限に含めることができる。

3 留学の取り扱いについては、別に定める。

(退学)

第25条 学生が退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第26条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、学長が除籍する。

(1) 第11条に規定する在学年限を超えたとき。

(2) 第21条第4項に規定する休学期間を超えたとき。

(3) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しないとき。

(4) 行方不明の者及び死亡した者

第7章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第27条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目、自由科目に分け、各年次に配当して編成するものとする。

2 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(修了要件)

第28条 修士課程の修了の要件は、大学院修士課程に2年以上在籍し、所定の在学年限を満たし、別表の定めるところにより、所要の授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

第28条の2 第32条第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により、教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(単位の計算方法)

第29条 各授業科目の単位数の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習については、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第30条 授業科目を履修し、所定の試験に合格した者には、単位を与える。

(学修の評価)

第31条 授業科目の成績は、S, A, B, C及びDの5段階を持って表し、S, A, B及びCを合格とする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第32条 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に本大学院又は他大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなす単位数は、当該学生が入学した研究科において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

(授業科目の履修方法等)

第33条 授業科目の履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

8章 修了及び学位

(修了)

第34条 第11条の修業年限以上在学し、第28条に定める修了要件を満たした者については、大学院教授会の意見を参考にして学長が修了を認定する。

(学位)

第35条 修了を認定された者には、修士の学位を授与する。

2 修士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生等

(科目等履修生)

第36条 本大学院所定の授業科目中、その1科目又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、大学院の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生とすることができます。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生、聴講生)

第37条 他大学院の学生で、本大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該他大

学院との協議に基づき、特別聴講生とすることができます。

2 本大学院において特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、大学院の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ聴講生とすることができます。
3 特別聴講学生及び聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第38条 本大学院において、特定課題についての研究指導を受けようとする者があるときは、研究科の教育に支障がない場合に限り、選考の上研究生とすることができます。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第39条 外国人で、本大学院において教育を受ける目的で入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 入学金及び授業料等

(入学金及び授業料等)

第40条 入学検定料、入学金、及び授業料等並びに収納方法に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第41条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長は、大学院教授会の意見を参考にして表彰することができる。

(懲戒)

第42条 本法人及び本大学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、大学院教授会の意見を参考にして学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当した学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り成績の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由なくして出席常でない者

(4) 本法人及び本大学の規則の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第12章 雜則

(委任)

第43条 この学則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

別表

領域分野		分野の科目名称	配当 年次	単位数 (時間)
共通 科目群	共通科目	看護理論	1 前	2(30)
		看護研究	1 前	2(30)
		コンサルテーション論	1 後	2(30)
		看護教育論	1 後	2(30)
		看護倫理	1 前	2(30)
		医療人間学	1 後	2(30)
		医療統計学	1 後	2(30)
		フィジカルアセスメント	1 後	2(30)
		病態生理学	1 前	2(30)
		ケアシステム論	1 後	2(30)
専門 科目群	看護管理学	看護管理論	1 前	2(30)
		臨床薬理学	1 後	2(30)
		看護管理学特論 I (看護組織論)	1 前	2(30)
		看護管理学特論 II (人材育成と活用)	1 後	2(30)
		看護管理学特論 III (安全管理学)	1 後	2(30)
	(実践研究コー ス)	看護管理学演習	2 前	2(60)
		看護管理学特別研究	1 後～2 通	8(240)
		実践看護学特論 I (成人看護)	1 前	2(30)
		実践看護学特論 II (精神保健看護)	1 前	2(30)
		実践看護学特論 III (小児看護)	1 前	2(30)
		実践看護学特論 IV (在宅看護)	1 前	2(30)
		実践看護学演習	1 後	2(60)

専門 科目群		実践看護学特別研究	1 後～2 通	8(240)
	実践看護学 (高度実践看 護師コース・が ん看護学)	がん看護学特論 I (がん病態治療学)	1 前	2(30)
		がん看護学特論 II (がん看護理論)	1 前	2(30)
		がん看護学特論 III (がん看護援助論)	1 前	2(30)
		がん看護学特論 IV (がん薬物療法看護論)	1 後	2(30)
		がん看護学特論 V (がん緩和ケア論)	1 後	2(30)
		がん看護学演習 I	1 後	2(60)
		がん看護学演習 II	1 後	2(60)
		がん看護学実習 I (役割機能実習)	1 後	2(90)
		がん看護学実習 II (診断治療実習)	2 前	2(90)
	実践看護学 (高度実践看 護師コース・精 神看護学)	がん看護学実習 III (療養支援実習)	2 前	2(90)
		がん看護学実習 IV (統合実習)	2 前	4(180)
		がん看護学課題研究	2 通	2(30)
	精神看護学 (高度実践看 護師コース・精 神看護学)	精神看護学特論 I (歴史・法制度論)	1 前	2(30)
		精神看護学特論 II (精神看護理論)	1 前	2(30)
		精神看護学特論 III (精神看護倫理・当事者論)	1 前	2(30)
		精神看護学特論 IV (リエゾン精神看護)	1 前	2(30)
		精神看護学特論 V (地域精神看護)	1 後	2(30)
		精神看護学演習 I (対象理解と自己理解)	1 前	2(60)
		精神看護学演習 II (精神科治療技法)	1 後	2(60)
		精神看護学演習 III (精神看護援助方法)	1 後	2(60)
		精神看護学実習 I (高度実践看護役割・機能 の実習)	1 後	2(90)
		精神看護学実習 II (直接ケア実習)	2 前	4(180)
		精神看護学実習 III - A (リエゾン精神看護実 習)	2 前	2(90)
		精神看護学実習 III - B (地域精神看護実習)	2 前	2(90)

	精神看護学実習IV(間接ケア実習)	2 後	2(90)
	精神看護学課題研究	2 通	2(30)
ウイメンズヘルス・助産学	ウイメンズヘルス特論	1 前	2(30)
	周産期ケア特論	1・2 後	2(30)
	助産マネジメント特論	1・2 前	2(30)
	ウイメンズヘルス特論演習	1 後	2(60)
	ウイメンズヘルス研究論	1 前	2(30)
	助産学概論	1 前	2(30)
	助産学展開論	1 前	2(30)
	ウイメンズヘルス教育論	1 後	2(30)
	周産期診断治療論	1 後	2(30)
	助産診断・技術論 I(妊婦の助産ケア)	1 前	2(30)
	助産診断・技術論 II(産婦の助産ケア)	1 前	2(30)
	助産診断・技術論 III(婦婦と新生児の助産ケア)	1 前	2(30)
	助産診断・技術演習	1 前	2(60)
	地域母子保健論	2 前	1(15)
	助産管理論	2 前	2(30)
	助産学実習 I	1 後	2(90)
	助産学実習 II	1 後	4(180)
	助産学実習 III	1 後	2(90)
	継続事例実習	1 後・2前	2(90)
	地域助産実習	2 前	1(45)
	周産期ハイリスク実習	2 前	1(45)
	助産管理実習	2 前	1(45)
	ウイメンズヘルス・助産学特別研究	1 後～2 通	8(240)
	ウイメンズヘルス・助産学課題研究	2通	2 (30)

所定の在学年限を満たし、以下の所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究論文についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること。

(1) 看護管理学 30 単位

①共通科目 14 単位【看護研究 2 単位、看護倫理 2 単位は必修、そのほか共通科目から 10 単位】

②専門科目 16 単位【看護管理学特論 I (看護組織論)、看護管理学特論 II (人材育成と活用)、看護管理学特論 III (安全管理学) の 6 単位、看護管理学演習 2 単位、看護管理学特別研究 8 単位】

(2) 実践看護学 30 単位

1. 実践研究コース

①共通科目 14 単位【看護研究 2 単位、看護倫理 2 単位は必修、そのほか共通科目から 10 単位】

②専門科目 16 単位【実践看護学特論 I (成人看護)、実践看護学特論 II (精神保健看護)、実践看護学特論 III (小児看護)、実践看護学特論 IV (在宅看護)、看護管理学特論 III (安全管理学) の中から 6 単位、実践看護学演習 2 単位、実践看護学特別研究 8 単位】

2. 高度実践看護師コース

①共通科目 14 単位【「看護理論」「看護研究」「コンサルテーション論」「看護教育論」「看護倫理」「看護管理論」の中から 8 単位以上(「看護研究」と「看護倫理」は必修)を履修するとともに、「フィジカルアセスメント」「病態生理学」「臨床薬理学」6 単位を履修】

②専門科目

がん看護学 16 単位【がん看護学特論 I ~ V から 10 単位、がん看護学演習 I 、 II から 4 単位、がん看護学課題研究 2 単位を履修】ただし、日本看護協会がん看護専門看護師の資格試験の受験を希望する者は、自由科目的がん看護学実習 I ~ IV 10 単位を履修する。

精神看護学 16 単位【精神看護学特論 I ~ V から 8 単位(サブスペシャリティに応じて、特論 IV (リエゾン精神看護)か特論 V (地域精神)のどちらかを選択)、精神看護学演習 I ~ III から 6 単位を履修。精神看護学課題研究 2 単位を履修】ただし、日本看護協会専門看護師資格試験の受験を希望する者は、自由科目的精神看護学実習 I ~ IV から 10 単位を履修する(ただし、サブスペシャリティに応じて、実習 III-A か、 III-B のどちらかを選択)。

(3) ウィメンズヘルス・助産学(助産師有資格者) 30 単位

①共通科目 14 単位【看護研究 2 単位、看護倫理 2 単位は必修、そのほか共通科目から 10 単位】

②専門科目 16 単位【ウィメンズヘルス特論、周産期ケア特論、助産マネジメント特論、ウィメンズヘルス特論演習、助産管理実習、周産期ハイリスク実習から 8 単位、ウィメンズヘルス・助产学特別研究 8 単位】

ウィメンズヘルス・助产学(助産師無資格者) 61 単位

①共通科目 14 単位【看護研究 2 単位、看護倫理 2 単位は必修、そのほか共通科目から 10 単位】

②専門科目 47 単位【ウィメンズヘルス・助产学 45 単位、他の専攻・コース領域の特論 2 単位】

*なお、他の専攻領域・コースの特論も、2 単位の範囲で履修可能とする。ただし、専攻領域の科目との読み替えはできない。